

発行

司法書士・行政書士
丹羽正夫事務所

新しい司法書士像を求めて

ザ・フォーラム

《季刊》2007.1 No.69

〒461-0017
名古屋市東区東外堀町32
番地 鈴木ビル4F
TEL 052-962-9693
FAX 052-962-9633
E-mail info@niwaoffice.com
URL http://www.niwaoffice.com/

登記・法律問題など、
お困りのことがござ
いましたら、お気軽にご
相談ください。



中小会社の企業再編

司法書士 丹 羽 正 夫

一 はじめに
変動の激しい社会の中で、新しい年を平穏に迎えられることに感謝する心を忘れてはならないと思っております。

昨年、印象に残った出来事は、ライブドア事件、新会社法施行、秋篠宮家親王誕生、安倍政権誕生および王子製紙、日清食品、キリン等によるM&A案件の増加等でした。王子製紙による北越製紙に対するTOB（株式公開買付）は、相手方経営陣の同意を得ない攻撃的な公開買付への動きの端緒となつたともいえます。日清食品・明星の資本提携においては、日清側が当初提携に否定的な発言をし、明星側が一枚岩かどうかを見極め、提携に異論がない旨の書面を受け取つたうえで提携を決めたと伝えられています。今年は、さらに、企業・事業再編が加速し、その流れは、中小会社にも及ぶと思われるため、今回は、中小会社におけるM&Aの活用を考えてみます。

二 M&A活用の動機

M&A活用の動機としては、事業の拡大、競争力の向上、新規事業への参入、後継者問題の解消、資本提携・経営統合による仕入と販売の価格交渉力の向上、人的物的設備の合理化、不振企業の救済等が考えられます。

従来、中小会社におけるM&Aの利用は、活発ではありませんでした。その原因の一つは、吸収合併等の消滅会社の株主が、市場価格のない会社の株式をもらつても、配当の不安や換価困難が伴うことにつながつたと思われます。この障害が、新会社法では、代替的方法により、ある程度クリアが可能となります。

三 新会社法の活用

新会社法では、合併等対価の柔軟化（本年五月一日施行）が図られています。従来は、吸収合併をした場合、消滅会社の株主に対し、存続会社の株式を割り当てるしかありませんでした。ところが、新会社法では、「存続会社の株式以外の財産」を与えてもよく、たとえば、親会社の株式、他の上場会社の株式とか金銭等をあてることも可能となります。

会社分割では、ほかの会社の一事業を吸収した吸収分割承継会社が、吸収分割会社の株主に、別会社の株式や金銭等を与えることができます。株式交換の際も、株式交換完全親会社は、必ずしも、同会社の株式を相手方に与えなくともよいこととなります。

勿論、TOB、MBO（経営陣による企業買収）に類する方法も、相対取引により、利用することは可能です。